

# IV 悪 臭

## 目 次

第 1	悪臭防止法、栃木県生活環境の保全等に関する条例制定の経緯	IV-1
第 2	悪臭防止法と栃木県生活環境の保全等に関する条例との関係	IV-2
別表 1	悪臭防止法に基づく規制地域指定状況	IV-3
別表 2	悪臭防止法に基づく規制基準	IV-4
別表 3	改善勧告及び改善命令等（悪臭防止法）	IV-10
別表 4	特定工場等悪臭 （栃木県生活環境の保全等に関する条例）	IV-12
別表 5	特定工場等において発生する悪臭の規制基準 （栃木県生活環境の保全等に関する条例）	IV-13
別表 6	特定工場等の届出義務 （栃木県生活環境の保全等に関する条例）	IV-14
別表 7	悪臭の防止のための措置 （栃木県生活環境の保全等に関する条例）	IV-15



## 第1 悪臭防止法、栃木県生活環境の保全等に関する条例制定の経緯

悪臭は人の感覚に直接訴える公害だけに、古くから住民の衛生的で快適な生活環境をそこなうものとして問題にされてきましたが、昭和40年代に入って、全国的に地方公共団体の窓口寄せられる苦情が増加し、悪臭が公害問題として住民に強く認識されるようになってきました。

この理由としては、①住民の生活水準の向上とともに生活環境の質的向上に対する欲求度が高まったこと、②石油関連工場、クラフトパルプ工場等の悪臭発生企業が大規模化し、全国的に立地するようになったこと、③スプロール的な市街地の拡大による住宅と工場等の近接化、等が考えられます。

当時、悪臭問題については国の法律による一元的な規制は行われておらず、また、地方公共団体の条例による規制も数例を数えるだけでした。これは、①悪臭の人の健康に及ぼす影響のいかんについて明らかにされていなかったこと、②悪臭の分析・測定について技術的に困難な点が多かったこと、③悪臭の効果的な防止技術・装置の開発が遅れていたことが考えられます。

しかし、悪臭に関する研究及び悪臭防止技術の開発の進展とともに悪臭対策の進展を妨げてきたこれらの問題点も順次解決されつつあること、国民の間に悪臭問題の解決のために国の一元的な規制を望む声が強まってきたことから、昭和46（1971）年6月、悪臭防止法が制定されました。

悪臭防止法では、規制地域内の工場・事業場はすべて規制の対象となっています。規制基準は、環境省令で定めた基準の範囲内で知事又は市長が定めることになっています。

昭和47（1972）年3月に制定された栃木県公害防止条例では、特にアンモニア等の悪臭を発生する8施設を悪臭に係る特定施設として定め、県内全域を対象とする届出制とし、施設ごとの規制基準により悪臭を規制してきました。

平成16（2004）年10月、栃木県公害防止条例が改正され、栃木県生活環境の保全等に関する条例が制定されましたが、悪臭に係る特定施設については従前と同様の規制措置が講じられています。また、県内全域のすべての工場・事業場を対象として、悪臭を施設の外部にもれにくくするための遵守事項を設けました。

平成24（2012）年2月、従来の特定制悪臭物質濃度による規制では対応できない悪臭問題に対応するため、特定制悪臭物質濃度による規制から臭気指数による規制に規制基準が変更されました。

## 第2 悪臭防止法と栃木県生活環境の保全等に関する条例との関係

項目	悪臭防止法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
規制地域	法第3条に基づく規制地域 〔別表-1のとおり〕	県内全域
規制対象	規制地域内のすべての工場・事業場	特定施設 〔別表-4のとおり〕
規制基準	地域の区分ごとに定めた臭気指数 〔別表-2のとおり〕	特定施設の規制基準 〔別表-5のとおり〕
届出義務・指導等	届出義務なし	届出義務あり
	改善勧告及び改善命令等 〔別表-3のとおり〕	改善勧告及び改善命令等 〔別表-6のとおり〕
悪臭防止措置		悪臭防止のための遵守事項 〔別表-7のとおり〕

## 別表1 悪臭防止法に基づく規制地域指定状況

〔県〕都市計画法に基づく用途地域及び町長が必要と認める地域を町ごとに規制地域に指定。

『悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準（平成24年栃木県告示第71号）』

地域指定年月日	市 町 村 名（地域指定時の名称）
昭和48（1973）年2月16日 告示 昭和48（1973）年4月1日 適用	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、今市市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、黒磯市、上三川町、上河内町、河内町、栗野町、二宮町、茂木町、芳賀町、壬生町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、藤原町、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町、南那須町、烏山町、馬頭町、小川町、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、田沼町、葛生町
昭和49（1974）年4月15日 告示 昭和49（1974）年5月1日 適用	西方町、益子町、石橋町、塩原町
昭和51（1976）年9月24日 告示 昭和51（1976）年10月1日 適用	日光市
昭和55（1980）年9月24日 告示 昭和55（1980）年10月1日 適用	上記市町村、南河内町、市貝町 ※昭和48（1973）年告示は廃止
平成3（1991）年6月29日 告示 平成3（1991）年7月1日 適用	上記市町村 ※昭和55（1980）年告示は廃止
平成8（1996）年3月29日 告示 平成8（1996）年4月1日 適用	宇都宮市を削除 *中核市に地域指定事務が委任されたため。 （平成19（2007）年3月、同市と合併した上河内町、河内町を削除）
平成21（2009）年3月25日 告示 平成21（2009）年4月1日 適用	足利市、小山市を削除 *知事の権限を移譲したため。
平成24（2012）年2月14日 告示 平成24（2012）年3月31日 適用	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 ※平成3（1991）年告示は廃止
平成24（2012）年3月30日 告示 平成24（2012）年4月1日 適用	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市を削除 *法改正により、市の事務となったため。
平成26（2014）年3月28日 告示 平成26（2014）年4月5日 適用	岩舟町を削除 *栃木市と合併したため。

〔宇都宮市〕 平成8（1996）年4月1日から市が告示

〔足利市、小山市〕 平成21（2009）年4月1日から市が告示

〔市（上記3市を除く）〕 平成24（2012）年4月1日から市が告示

## 別表2 悪臭防止法に基づく規制基準

### 1 規制基準の設定

悪臭防止法では、特定悪臭物質の種類ごとの濃度又は人間の嗅覚でその臭気を感じできなくなるまで気体等を希釈した場合における希釈倍率を基礎として算出した臭気指数により、地域の実情に応じて知事又は市長が定めることになっています。

また、規制基準は、次の3種の排出形態の区分に応じて定められています。

- ① 特定の煙突等がなく、事業場全体から漏出している場合（敷地境界線の基準）
- ② 煙突その他の気体排出施設から排出される場合（排出口の基準）
- ③ 事業場から敷地外に排出される汚水に含まれる場合（排水の基準）

本県においては、栃木県環境審議会答申の栃木県における規制地域、規制基準の基本方針について（平成24（2012）年1月26日付け）に基づき規制基準の設定を行っています。なお、規制地域は、用途地域及び市町長が必要と認める地域を地図により指定しています。

#### (1) 臭気強度 2.5 に対応する地域

##### ア 住居系地域

都市計画法第8条に基づく用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び学校・病院・老人ホーム等の周辺地域で、市町長が必要と認める地域

#### (2) 臭気強度 2.5 から 3.0 に対応する地域

##### ア 商業・準工業系地域

都市計画法第8条に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

##### イ 工業系地域

都市計画法第8条に基づく用途地域のうち、工業地域、工業専用地域

#### (3) 臭気強度 2.5 から 3.5 に対応する地域

##### ア 市町長が特に必要と認める地域

〔参考〕 臭気強度

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できる程度のおい
2	弱いにおい（何のにおいかわかる程度）
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

① 敷地境界線の基準（1号規制基準）

〔法第2条 第4条  
法施行規則 第6条〕

単位：臭気指数

町	用 途 地 域※											
	第一種 低層 住居専 用地域	第二種 低層 住居専 用地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居地 域	第二種 住居地 域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域
上三川町	15	—	15	15	15	15	15	15	—	15	18	18
益子町	—	—	15	15	15	15	—	15	—	15	—	18
茂木町	15	—	15	—	15	15	—	15	—	15	—	—
市貝町	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	18
芳賀町	15	—	—	—	15	15	—	—	—	—	—	18
壬生町	15	—	15	—	15	15	15	15	—	15	18	18
野木町	15	—	15	—	15	15	—	15	—	15	15	18
塩谷町	—	—	—	—	15	—	—	15	—	18	15	18
高根沢町	15	—	15	—	15	—	—	15	—	15	15	18
那須町	15	—	15	—	15	15	—	15	15	15	—	—
那珂川町	—	—	—	—	15	—	—	15	—	15	—	—

※ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。

注1) 壬生町の一部については、地図による規制地域あり。

注2) 壬生町、塩谷町、那須町については、学校周辺等の規制地域あり。

参考（県告示以外の市の状況）

市	用 途 地 域											
	第一種 低層 住居専用 地域	第二種 低層 住居専用 地域	第一種 中高層 住居専用 地域	第二種 中高層 住居専用 地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域
宇都宮市	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
足利市	15	—	15	—	15	15	—	15	15	15	18	18
栃木市	15	—	15	15	15	15	15	15	15	15	18	18
佐野市	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15 又は 18	18
鹿沼市	15	—	15	15	15	15	—	15	15	15	18	18
日光市	15	—	15	15	15	15	—	15	15	15	18	18
小山市	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	18	18
真岡市	15	—	15	15	15	15	15	15	15	15	18	18
大田原市	15	—	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
矢板市	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	18	18
那須塩原市	15	15	15	—	15	15	15	15	15	15	15 又は 18	15 又は 18
さくら市	15	—	15	—	15	15	—	15	—	15	15	18
那須烏山市	—	—	15	15	15	—	—	15	15	15	15	—
下野市	15	—	15	15	15	15	—	15	—	15	18	18

注1) 足利市、佐野市、日光市、那須塩原市、那須烏山市の一部については、地図等による指定がある。

注2) 足利市、日光市、大田原市については、学校周辺等の規制地域がある。

注3) 各市の基準の詳細については、各市環境担当課にご相談下さい。



※ 臭気指数

特定悪臭物質ごとの排出濃度規制では、複合臭等に対しては十分な規制効果が見込まれない実態もあること、また、近年、一般住宅・アパートその他の都市・生活型の悪臭に起因する苦情の割合が増加の傾向にあることから、新たな規制手法としての嗅覚測定法を導入する「改正悪臭防止法」が平成8（1996）年4月1日から施行されました。

嗅覚測定法による規制の指標は、臭気指数を用います。臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、総理府令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感知することができなくなるまで気体又は水を希釈したときの希釈倍数を基礎として算出されるものです。

臭気指数の算出式

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気を感知しなくなる希釈倍数})$$

② 排出口の基準（2号規制基準）

〔法第2条 第4条  
法施行規則 第6条の2〕

1 規制基準は、排出口の高さの区分ごとに次の各式により算出した臭気排出強度又は臭気指数です。

一 排出口の実高さが15メートル以上の施設

イに定める式により臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）の量を算出する方法

イ 次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$q_t = (60 \times 10^A) / (F_{\max})$$

$$A = (L) / (10) - 0.2255$$

（これらの式において、 $q_t$ 、 $F_{\max}$ 及び $L$ はそれぞれ次の値を表すものとする。）

$q_t$  排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎分）

$F_{\max}$  別表第三に定める式により算出される $F(x)$ （温度零度、圧力一気圧の状態における臭気排出強度一立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 $x$ （m）における地上での臭気濃度）の最大値（秒/ $m^3$ （温度零度、圧力一気圧の状態に換算））。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量（ $m^3$ /秒（温度零度、圧力一気圧の状態に換算））で除した値を超えるときは、1を排出ガスの流量で除した値とする。

$L$  法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

ロ イに規定する $F_{\max}$ の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

(1) 次項に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令第138条第3項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若

しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。) の高さ (以下「周辺最大建物の高さ」という。) の2.5倍以上となる場合

排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値

(2) 次項に定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合

排出口からの風下距離がただし書きにより定めるR以上となる区間における最大値。ただし、Rは排出口と敷地境界の最短距離と、環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

## 二 排出口の実高さが15メートル未満の施設

次の式により排出ガスの臭気指数を算出する方法

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

$$B = (L) / (10)$$

(これらの式においてI、K、H<sub>b</sub>及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。)

I 排出ガスの臭気指数

K 次に掲げる排出口の口径の区分ごとに、下表の右欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が0.6メートル未満	0.69
排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満	0.20
排出口の口径が0.9メートル以上	0.10

H<sub>b</sub> 周辺最大建物の高さ (m)。ただし、算出される値が10未満である場合又は10以上であって排出口の実高さ (m) の値の1.5倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ (m) とする。

第一欄	第二欄	第三欄
10未満	6.7メートル以上	10メートル
	6.7メートル未満	排出口の実高さの1.5倍
10以上であって排出口の実高さ(m) の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍

L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

2 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ (m) とする。

$$H_i = H_o + 2 (V - 1.5) D$$

(これらの式において、H<sub>i</sub>、H<sub>o</sub>、V及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。)

- H<sub>i</sub> 初期排出高さ (m)  
H<sub>o</sub> 排出口の実高さ (m)  
V 排出ガスの排出速度 (m/秒)  
D 排出口の口径 (m)。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

③ 排出水中の基準 (3号規制基準)

〔 法第2条 第4条  
法施行規則 第6条の3 〕

規制基準は、次の算出式により求められた排出水中の臭気指数です。

排出水中の規制基準 (臭気指数) の算出式

$$I_w = L + 16$$

I<sub>w</sub> : 排出水の臭気指数

L : 法第4条2項第1号の規制基準として定められた値

### 別表3 改善勧告及び改善命令等（悪臭防止法）

#### 改 善 勧 告

（法第8条第1項）

市町村長は、規制地域内の工場・事業場からの悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められるときは、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るよう勧告することができる。

#### 改 善 命 令

（法第8条第2項）

市町村長は、改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

#### 事 故 時 の 措 置

（法第10条第1項）

規制地域内に工場・事業場を設置している者は、事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧しなければならない。

#### 事 故 時 の 通 報

（法第10条第2項）

上記の事故が発生した場合、その事故の状況について、直ちに市町村長に通報しなければならない。

#### 事故時の応急措置の命令

（法第10条第3項）

市町村長は、事故が発生した場合において、当該悪臭原因物の不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認められるときは、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 罰 則

（法第24条、第27条、第28条）

- ① 改善命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- ② 事故時の応急措置の命令に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ 市町村が求める報告に応じない場合や虚偽の報告をした場合は、あるいは市町村職員の立入検査に応じない場合には、30万円以下の罰金に処する。

## 資料 事故時の措置の徹底について

### ◎ 悪臭防止法

平成18（2006）年11月17日付けで環境省から事故時の措置の徹底について通知が  
されており、事故通報と措置について注意喚起がされています。主な内容は以下の  
とおりです。

#### ○ 事業者の責務

悪臭防止法の規制地域内に立地する事業場において、規制基準値を超える（ある  
いは超えるおそれのある）悪臭事故が発生した場合、直ちに応急措置及び速やかな  
復旧を講じるとともに、管轄の市町村長へ通報する義務があります（法第10条第1  
項、第10条第2項）。

（ただし、大気汚染防止法に基づく通報をした場合は通報の必要はありません。）

#### ○ 市町における対応

不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、または損なわれるおそれがある  
と認められるときは、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講  
ずべきことを事業者に対して命ずることができます（法第10条第3項）。

また、事業者に対して事故の状況及び応急措置その他必要な事項について報告を求  
めること、職員を事業場へ立入検査させることができます（法第20条）。

なお、管内の事業者に対して事故時の通報義務について周知を徹底してください。

### ◎ 栃木県生活環境の保全等に関する条例

悪臭に係る特定工場等について、事故時の通報義務は条例に規定されていません。

しかし、生活環境の保全の見地から、事業者は、事故発生時には直ちに応急措置及  
び速やかな復旧を講じるとともに、市町長へ報告してください。

市町村は、特定工場等の設置者に対して、事故時における対応について周知してく  
ださい。

#### 別表4 特定工場等悪臭（栃木県生活環境の保全等に関する条例）

「特定施設」とは、工場・事業場に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生する施設であって条例で定めるものをいい、この特定施設を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼びます。

栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設

〔 条例第2条第1項第7号 〕  
〔 条例施行規則第4条 〕

番号	特定施設
1	獣畜、魚介類又は鳥類の臓器、骨皮、羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 原料置場 イ 煮沸施設 ウ 乾燥施設 エ 混合施設
2	パルプの製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 蒸解施設 イ 薬液濃縮施設 ウ 薬品回収ボイラー エ 洗淨施設
3	200頭以上の豚（生後5か月未満の豚を除く。）の飼養の用に供する施設
4	3,000羽以上の鶏（生後30日未満のひなを除く。）の飼養の用に供する施設
5	動物性油脂又はゼラチンの製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 原料置場 イ 煮沸施設
6	皮革の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 原料置場 イ 洗淨施設 ウ 脱灰施設
7	鶏ふんの乾燥の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 生ふん置場 イ 生ふん処理施設（1日の処理能力が500キログラム以上のものに限る。）
8	医薬品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 原料分解施設 イ 反応施設

別表5 特定工場等において発生する悪臭の規制基準（栃木県生活環境の保全等に関する条例）

〔 条例第2条第1項第10号、第5条第1項  
 条例施行規則第6条 〕

特定施設 の番号	規制基準
1	1 原料、製品等は、悪臭がもれにくい容器等に収納すること。 2 施設は、外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。
2	1 施設は、外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。
3	1 施設の内部及び周辺部は、常に清潔に保つこと。 2 施設の床は、コンクリート構造とし、蓋側溝を有すること。 3 ふん尿その他悪臭を発生する汚物は、密閉構造の貯留槽又はそれと同等以上の効果を有する建造物に集めること。
4	1 施設の内部及び周辺部は、常に清潔に保つこと。 2 施設は、外部にふん尿が流れ出さない構造とすること。 3 住居集合地域では、鶏ふんの天日乾燥を行わないこと。
5	1 原料、製品等は、悪臭がもれにくい容器等に収納すること。 2 施設は、外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。
6	1 原料、製品等は、悪臭がもれにくい建築物内に貯蔵すること。 2 施設は、外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。
7	1 生ふんは、覆いをかけて保管すること。 2 施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。
8	1 施設は、外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。

**別表6 特定工場等の届出義務（栃木県生活環境の保全等に関する条例）**

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
<p><b>特定施設の設置の届出</b>（条例第25条） 事業場に特定施設を設置しようとするときの届出</p>	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合30万円以下の罰金（条例第70条）
<p><b>特定施設の使用の届出</b>（条例第26条） 工場、事業場に設置してある施設が、新たに特定施設として追加されたときの届出</p>	特定施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金（条例第71条）
<p><b>特定施設の変更の届出</b>（条例第27条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 以前に届出した特定施設の種別及び種別ごとの数を変更しようとするときの届出</li> <li>2 以前に届出した特定施設の構造及び管理の方法を変更しようとするときの届出</li> <li>3 公害の防止の方法を変更しようとするときの届出</li> </ol>	変更の工事の開始の日の30日前まで	変更の届出をしなかったり虚偽の届出をした場合30万円以下の罰金（条例第70条）
<p><b>氏名等の変更の届出</b> （条例第28条で準用する第10条） 氏名、名称、住所、所在地、代表者の変更があったときの届出</p>	変更があった日から30日以内	
<p><b>使用廃止の届出</b> （条例第28条で準用する10条） 特定施設の使用を廃止したときの届出</p>	廃止した日から30日以内	
<p><b>承継の届出</b> （条例第28条で準用する第11条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定施設を譲り受け、又は借り受けによって承継したときの届出</li> <li>2 特定施設を相続、合併又は分割によって承継したときの届出</li> </ol>	承継があった日から30日以内	

注1）上記の届出を、市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届出なければならない。

注2）罰則等の規定は次のとおりである。

**計画変更勧告**（条例第29条）

市町村長は、届出の内容審査の結果、規制基準に適合しないことによりその周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、その届出を受理した日から30日以内に特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置又は公害の防止に関する計画の変更を勧告することができる。



**改善勧告**（条例第34条第1項）

市町村長は、特定工場等からの悪臭が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置を変更し、又は公害の防止の方法を改善するよう勧告することができる。

**改善命令等**（条例第34条第2項、第36条）

市町村長は、計画変更勧告又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、これらの勧告に従うべきことを命じ、又は特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

改善命令に基づく改善措置をとったときは、速やかに、知事（市町村長）に届け出なければならない。

**罰則**

改善命令又は一時停止命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（条例第69条）

改善命令に基づく改善措置をとったとき、そのことを届出しなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金に処する。（条例第71条）

**別表7 悪臭の防止のための措置（栃木県生活環境の保全等に関する条例）**

（ 条例第33条  
条例施行規則第25条 ）

区域	県内全域
対象	工場又は事業場（悪臭に係る特定工場等を除く）
内容	1 悪臭を発生する原料、製品等は、悪臭がもれにくい容器に収納し、又は覆いをかける等の措置を講じて保管すること。 2 屋内で悪臭を発生する作業を行う工場又は事業場は、作業場所を清潔に保ち、又は建物の気密性を高める等周辺の生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講ずること。 3 悪臭を発生する作業は、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、屋外において行わないこと。 4 強度の悪臭を発生する工場又は事業場には、有効な脱臭装置を設置すること。